

有機畜産に関する検討会（第4回）の概要

1 日時 平成14年3月13日（水）13：30～16：30

2 場所 愛宕山東急イン

3 議事概要

事務局より、「JAS法に基づく表示の概念図」、「有機畜産に関する検討会におけるこれまでの議論」等の配付資料に基づき説明を行った後、自由討議を行ったところ、次のような意見が出された。

有機畜産は、今後の我が国畜産の多様化の1つと位置付けるべきではないか。

有機畜産は、環境問題を背景とした持続的農業の一手法ではないか。有機畜産物は、生産者の顔が見える畜産物、抗生物質を投与していない畜産物などの畜産物と棲み分けながら、環境の保持や食の安全性という観点から最上位に位置する性質の畜産物と捉えるべきではないか。

しっかり議論し、農民の立場からもよく考えた上で、有機畜産物の規則を作らないと、農民が誰かから一方的に与えられた規則に従ってやるということでは上手くいかないのではないか。

有機農産物はJAS制度に基づく表示が行われていることを踏まえると、有機畜産物も同様な仕組みの表示となるのではないか。

有機農産物と同じ考え方をとれば、条件を全てクリアしたものを法に基づく有機畜産物とし、無投薬畜産物のような有機畜産物との中間にあるような産品についても何らかの形で生産者の努力を評価することも検討すべきでないか。

我が国に有機畜産物についてのきちんとした規則がないと、海外から無条件に輸入されることになる。有機畜産物の基準はできるだけ厳しいものとするべき。

現在の表示の混乱や表示制度の改善が注目されている状況を踏まえると、消費者の誤解を生まない有機畜産物の規則を作り、それに基づく表示を行う必要があるのではないか。

消費者は食品が 100 %安全であると思っていないし、そのことを求めてもいない。消費者は食品の内容を知った上で購入したいのであり、正確な表示はその唯一の手がかりとなるものである。

コーデックスガイドラインにおいて、一定の伝統的農業システムの構造が草地へのアクセスを制限する場合は、例外を認めることができるという規定には、動物の福祉が保証されうる限りという前提がある。動物の福祉をどう考えていくのかも大きなポイントである。

動物の福祉は、人と家畜の関係であり、愛情をもって育てれば生産物の品質に違いが出てくる。こうした、科学的に表現できないことを念頭に置き、考えていくことが必要ではないか。

粗飼料の給与が不足しているような経営まで、有機畜産の担い手とすることはいかなものか。

有機飼料の生産、動物福祉の考慮など有機畜産の実践には、現状に比べて高いハードルがあると思われることから、有機畜産に参入する生産者は極めて少ないのではないか。

有機畜産を持続的農業という観点からみると、有機飼料の生産が必要となる。我が国でも、デントコーン、牧草、大豆の輪作体系や混作体系により有機飼料の生産は可能ではないか。この実現のためには、個々の農家の対応ではなく、地域の耕種農家と畜産農家が連携し、農畜産物の出荷・加工を地域産業が担うという、地域における連携が必須になるのではないか。